

白子町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

千葉県白子町

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1.1. 地域計画の目的	1
1.2. 地域計画の役割と位置づけ	1
1.3. 計画期間	1
第2章 白子町の地域特性	2
2.1. 町の位置と地勢等	2
2.1.1. 町の位置	2
2.1.2. 町の地勢	2
2.1.3. 気候の特性	3
2.1.4. 地質の特性	3
2.1.5. 河川の特性	3
2.2. 人口動態等	4
2.2.1. 人口の特性	4
2.2.2. 産業の特性	4
2.3. 過去の災害と想定	6
2.3.1. 過去の災害	6
2.3.2. 千葉県に被害を及ぼすと想定される災害	11
2.3.3. 白子町における被害の概要	18
第3章 白子町の地域強靱化に向けた基本目標等	20
3.1. 地域強靱化の基本目標等	20
3.1.1. 基本目標	20
3.1.2. 事前に備えるべき目標	20
3.2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野	21
3.3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針	23
第4章 施策ごとの推進方針	24
第5章 計画の進捗管理、見直し	42

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1.1. 地域計画の目的

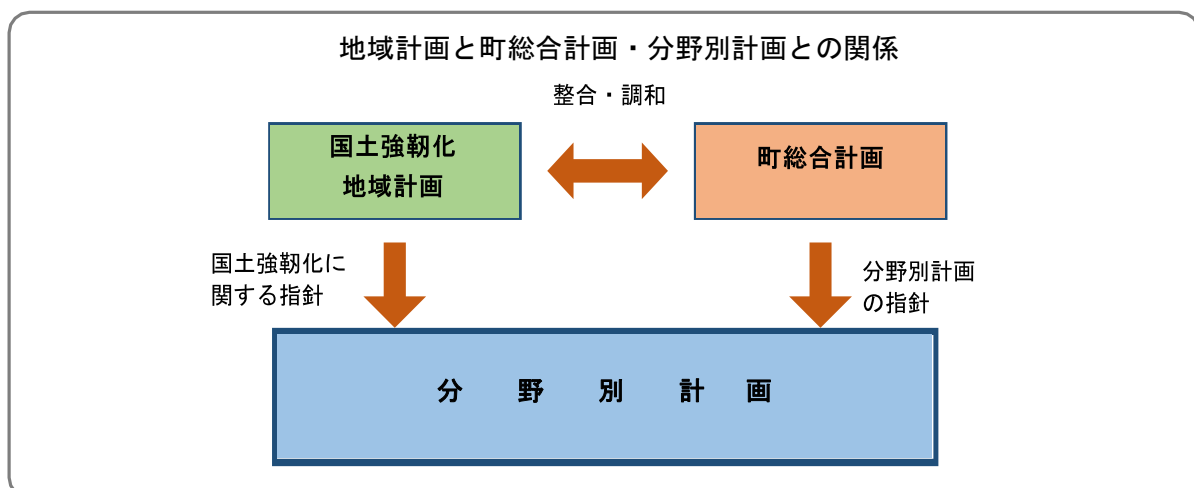
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらし、本町においても、地震・津波などにより被害を受けたところである。また、平成27年9月9日から11日にかけて発生した関東・東北豪雨、平成28年4月に発生した直下型地震である熊本地震などの大規模な災害に伴う被害が各地で発生している。

国においては、近い将来発生するとされている南海トラフ沿いで大規模な地震や首都直下地震、火山噴火等などの大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「強靱化基本法」といいます。）が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。

本町は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害が発生しようとも、町民の命を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するため、白子町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

1.2. 地域計画の役割と位置づけ

本計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、第5次白子町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。



1.3. 計画期間

本計画では、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるように、第5次白子町総合計画に合わせて、令和9年度（2027）を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

第2章 白子町の地域特性

2.1. 町の位置と地勢等

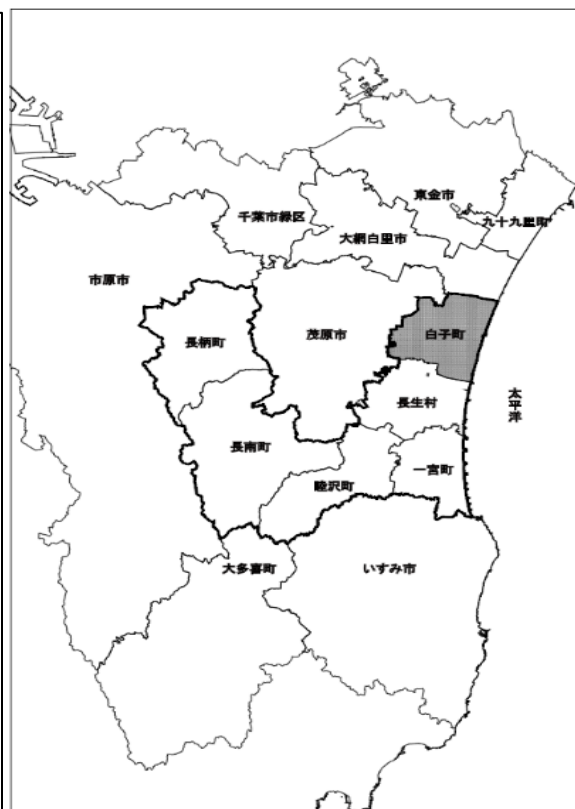
2.1.1. 町の位置

白子町は、千葉県のほぼ中央にある長生郡に属し、東経140度22～25分、北緯35度25～29分に位置している。広ぼうは、東西5.7km、南北6.3kmで、周囲25.3km、面積は27.50km²で、町の南は長生村、北は大網白里市、西は茂原市、東は九十九里浜となっている。

交通は県都千葉市までは、鉄道で茂原駅及び大網駅から25～30分、自動車では、県道茂原白子線、千葉外房有料道路経由で約30km、40分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にある。東京までは、鉄道で茂原駅から特急を利用して約50～60分、高速バスで白子車庫から約90分、自動車では京葉道路または首都高速湾岸線経由で約70km、80分で結ばれている。更に、圏央道の開通により、アクアラインへのアクセスも向上し、東京・神奈川が一層近くなっている。



千葉県における白子町の位置



白子町の位置

2.1.2. 町の地勢

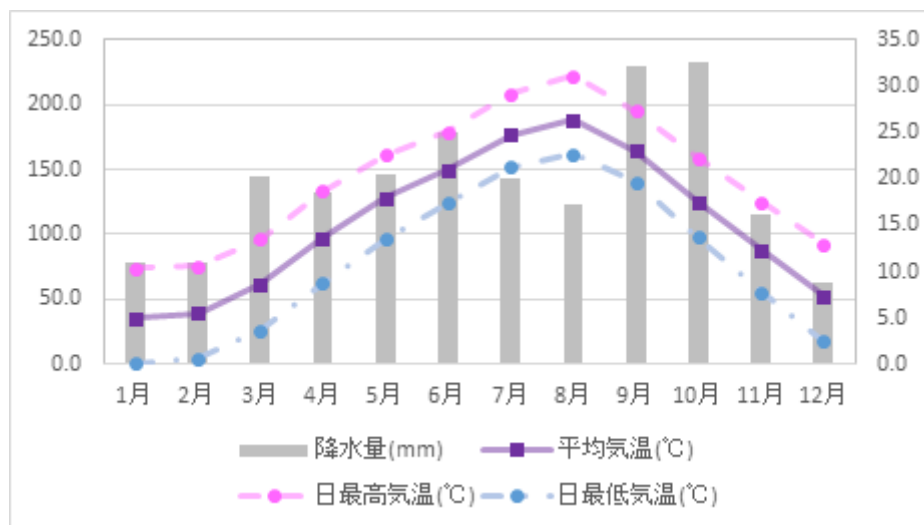
白子町は日本最大級の砂堤列平野である九十九里平野の南部に位置しているため、地形は平坦である。九十九里平野は約6000年前の縄文海進極相期以降より形成されてきたとみられ、現在の海岸線にほぼ並行して砂堤列と堤間湿地が分布している。砂堤列と堤間湿地は波によって打ち上げられた現在の海岸に沿った「横川」と同様なものの隆起あ

るいは海退によって形成されてきたもので、町内には、海岸から後背地の下総台地までの間に9～13列もみられる。

町内の地盤の最高地点は日当地区の海拔7m(T.P. 東京湾中等潮位)であり、海拔6～5mの地帯は千町一御殿山、北日当一中島一北高根、牛込新田一剃金である。一方 南白亀川周辺は川の浸食による海拔2m(T.P.)以下の地域が広がり、これらは、町域の約43%を占める。

2.1.3. 気候の特性

気候は、黒潮の影響による海洋性の温暖な気候で年平均気温は15.3℃、最寒月は1月で5.0℃、年間降雨量は約1691.8 mm前後である。(銚子地方気象台茂原観測所、統計期間1981～2010年)



2.1.4. 地質の特性

白子町の地表の地質は、現世(新世代第四期、沖積世)に堆積した沖積層であるが、地下2500 ～ 3000m には保田層群と呼ばれる基盤岩が存在する。保田層群は、一般に基盤岩と呼ばれ、塊状凝灰質砂岩・塊状泥岩から成る地層で約2500万年前(新世代古第三紀末から第三紀中新世前期)に海底に堆積した。

保田層群の上に三浦層群、そしてその上に上総層群が堆積しているが、上総層群は約1300万年前(新第三紀鮮新世から第四紀更新世：洪積世)に堆積したもので主に泥岩、砂岩及びそれらの互層から成る。なお、白子町付近では上総層群上部の長南層、柿の木台層、笠森層は存在せず、国本層の上に一番新しい第四期の沖積層が不整合に堆積している。

また、上総層群は水溶性天然ガスを含む水中のヨウ素の鉱床となっている。

2.1.5. 河川の特性

南白亀川は、大網白里市小西に源を発し、白子町の中央部を北から東に流れ、太平洋に注いでおり、流路延長21.7km、流域面積116.5km²である。

南白亀川の支流である赤目川は本納地区からの流れを集め町北部で、新川は関地区西部から、また、内谷川は長生村方面の流れを集めて町中央で、それぞれ南白亀川に合流している。

2.2. 人口動態等

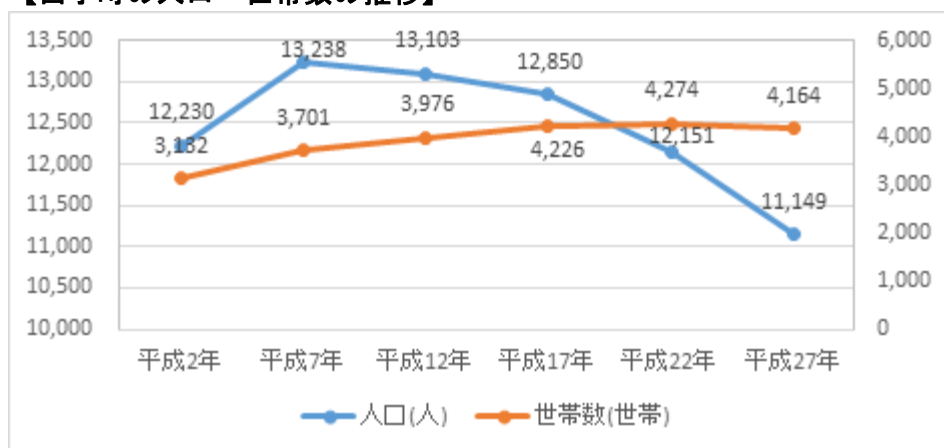
2.2.1. 人口の特性

本町の人口は11,149人（平成27年：国勢調査）で、平成12年に初めて人口が減少に転じている。

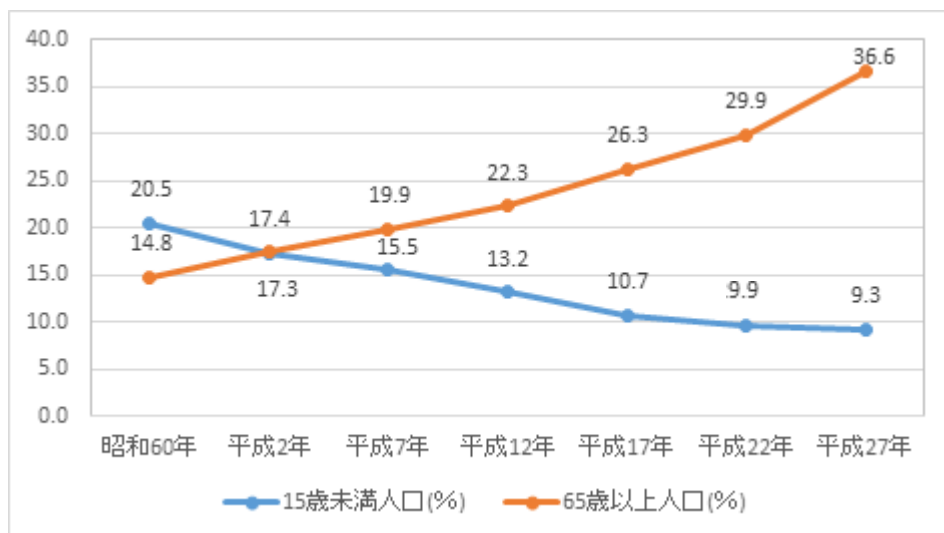
15歳未満人口は、9.9%（平成22年：国勢調査）から9.3%（平成27年：国勢調査）に減少、65歳以上人口は、29.9%から36.6%に増加し、着実に少子超高齢化が進んでいる。

世帯数は4,164世帯（平成27年：国勢調査）で核家族化や単身世帯の増加などにより高い水準で推移しているものの、平成22年を境にやや減少傾向にある。

【白子町の人口・世帯数の推移】



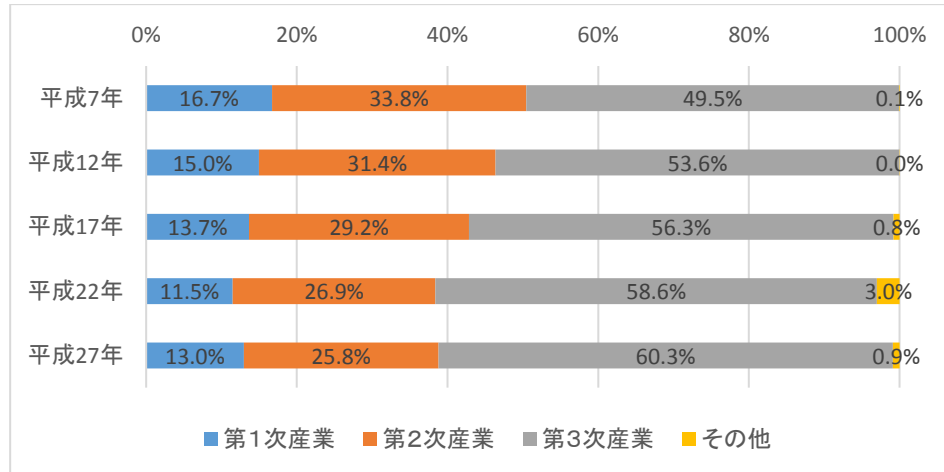
【15歳未満人口と65歳以上人口の人口に対する割合の推移】



2.2.2. 産業の特性

近年では、第3次産業が全体の6割を超え、卸売・小売業、医療・福祉、宿泊・飲食サービス就業者がその半数を占める。1割程度の第1次産業はほぼ農業就業者で、平坦な地形を活用し区画整理された水田と畑が広がる本町では、町の面積の半分以上を農地が占めており、依然として重要な産業である。特産品には、白子たまねぎ、トマト、きゅうり、メロン、花卉、紅あずまがある。

【白子町 産業別就業者人口】



2.3. 過去の災害と想定

2.3.1. 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害 (江戸時代以降)

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	134. 9 33. 0	南海トラフ沿い	7. 9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町 (30ha) 干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝 5 年 10 月 9 日)	142. 0 35. 5		8. 0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6. 0～7. 5 m、矢指戸村 5. 5～7. 0m、岩船浦 6. 5～8. 0m、御宿浦 4. 5～7. 0 m、沢倉村 5. 5～7. 0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139. 8 34. 7	房総沖	8. 2	VI	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6. 5 m、千倉 9. 2m、相浜 11～12m、保田 6. 5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。白子町津波溺死者数 1, 115 名。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)		東京湾北部	7. 2	VI	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906. 2. 23 (明治 39 年)	139. 8 34. 8	安房沖	7. 3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ュド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
6	1906. 2. 24 (明治 39 年)	139. 8 35. 5	東京 湾口	7. 7				木更津、湊で壁土や 瓦の墜落などの被害 があった。
7	1909. 3. 13 (明治 42 年)	141. 0 35. 6	銚子 沖	7. 2		名洗で地盤に亀 裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の挫折があ った。
8	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140. 1 35. 8	竜ヶ 崎 付近	7. 1		印旛郡で道路に 亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数 か所、千葉や成田で 多少の被害があっ た。
9	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139. 7 35. 2	浦賀 水道	6. 9	V	布良で崖くず れ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、 大多喜等で土蔵や倉 庫等の壁落下。
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139. 3 35. 2	相模 湾	7. 9	VI	安房地方で地割 れ、噴砂、噴水 が多見した。上 総、安房地方の 丘陵地では山く ずれが多発し た。三芳村付近 に地震断層が生 じた。	布良付近で津波によ る浸水があった。各 地の推定津波高は布 良 4. 5m、洲崎 4 m、勝山 2. 2m、木 更津 1. 8m などであ った。	千葉県全体で死者 1, 335 名、負傷者 3, 426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31, 186 戸、半壊 14, 919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物 の倒壊は安房、上総 地方に多く、流失は 布良の津波によるも のである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140. 4 35. 1	勝浦 沖	7. 4	VI	勝浦付近では関 東地震より強く 揺れた。	小津波があった。洲 崎で波高 30cm にな った。	勝浦で瓦の落下など 小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141. 7 34. 0	房総 半島 南東 沖	7. 4	V		銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被 害なし。	館山、富崎で墓石が 転倒し、犬吠埼灯台 の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73. 5 38. 0	チリ 沖	8. 5			九十九里浜、銚子、 勝浦、天羽などの海 岸に津波がおこっ た。津波の波高は銚 子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死 者 1 名（銚子）、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140. 5 35. 4	千葉 県 東方 沖	6. 7	V	山武、長生郡市 を中心に、崖く ずれ、道路の亀 裂、陥没、堤防 の沈下、地盤の 液状化現象等が 多数発生した。 また、崖くずれ の危険に伴う住 民避難が生じ た。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、 全壊家屋 16 棟、半壊 家屋 102 棟、一部損 壊 71, 212 棟、断水 49, 752 戸、停電 287, 900 戸、ガス供給 停止 4, 967 戸、プロ ック塀等の倒壊 2, 792 か所が発生した。な お、住家被害のほと んどが屋根瓦の崩落 によるものであっ た。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉 県 北東 部	6. 0	V	佐原市ほか 4 町 で農業用水施設 (地下埋設管) に破損が生じ た。		佐原市ほか 4 市町で 屋根瓦の落下による 家屋の一部破損が 12 棟、多古町において 水道管の亀裂により 断水 70 戸の被害がで た。
16	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉 県 北東 部	6. 1	V 強			県内で家屋の一部損 壊 4 棟の被害がで た。
17	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉 県 北西 部	6. 0	V 弱			県内で負傷者 8 名、 家屋の一部損壊 3 棟 の被害がでた。その 他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベ ーターが停止し、7 8 件の閉じ込めが発生 した。 鉄道については、東 北、上越、長野、東 海道新幹線、関東地 方の J R 等の各線で 点検のため運転を中 止し、運転再開まで 最大で約 7 時間を要 した。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38. 0	三陸 沖	9. 0	Ⅵ弱	東京湾岸の埋立 地や利根川沿い の低地等におい ては、長く続い た地震の揺れに より地盤の液状 化が発生した。 市街地では、地 震時、建物は ゆっくりと大き く揺れ、道路で は敷地等の境が ずれるように水 平移動を繰り返 し、間もなく地 面から大量の泥 水が湧き出し た。マンホール は歩道の真ん中 で大きく突出 し、電柱や信号 機は傾き、沈み 込んだ。泥水の 噴出とともに、 戸建等の住宅が ゆっくりと沈み 込み、各地で噴 砂、沈み込み、 浮き上がり、抜 け上がり、地波 等の様々な液状 化被害が発生し た。 水道、下水道等 のライフライン も、液状化によ り至る所で管が 破壊された。	銚子験潮所で押波に よる第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。 17 時過ぎに最大潮 位となる第 3 波 2. 5 m を観測した。潮位 計のデータでは、13 日以降も津波による 潮位変化が観測され ている。 九十九里地域に押し 寄せた津波は、山武 市では海岸線から 3 km 近くの陸域にま で到達し、利根川で は河口から 18. 8 k m まで遡上、浸水面 積は九十九里地域 (銚子市～いすみ 市) で 23. 7 km ² に達した。 この津波は、旭市飯 岡地区に甚大な被害 をもたらした。海岸 防御ラインの背後に 砂丘や保安林のない この地区に、7. 6m と推定される第 3 波 の津波が襲来し、住 民の生命・財産を奪 い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現 在 死者 20 名 (うち、津 波による死者 14 名 (旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名 (津波による)、負 傷者 251 名。 建物全壊 798 棟、半 壊 9, 923 棟、一部損 壊 46, 828 棟、建物火 災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。 水道断水 177, 254 戸、減水 129, 000 戸。 下水道 12, 600 戸で使 用制限。 ガス 8, 631 戸で停 止。 電気 35 万 3 千戸で停 電。 国道、県道で全面通 行止め 33 カ所、片側 通行規制 12 カ所。 農業施設の損壊 2, 257 カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ 等 390 隻。 石油コンビナート爆 発事故 (市原市)。 福島第一原発事故に よる計画停電、放射 性物質に伴う農林水 産物の出荷制限や観 光等の風評被害、上 下水道施設や一般廃 棄物処理施設から発 生される焼却灰や汚 泥からも高濃度の放 射性物質の検出され た。
19	2012. 3. 14 (平成 24 年)		千葉 県 東方 沖	6. 1	Ⅴ強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負 傷者 1 名、家屋の一 部 損壊 3 棟の被害 がでた。その他、銚 子市では ブロック 塀等が 4 か所で倒 壊、また銚子市及び 香取市において、一 時、約 14, 800 軒以上 に 断水が発生し た。
20	2012. 4. 29 (平成 24 年)		千葉 県 北東 部	5. 8	Ⅴ弱			震度 5 弱を観測した のは、旭市のみにと どまり、県内で人 的・物的被害は発生 しなかった。

※県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものは M 7. 0 以上のものを記載

(2) 白子町が影響を受けた風水害等

年号	年月日	西暦	種別名称等	被害の記録
慶長	14. 9. 6	1609	慶長の大風	
明治	35. 9. 28	1902	暴風雨	牛込行徳寺本堂全壊、八斗・古所海岸で家屋全壊 7 戸、半壊 17 戸、負傷者 2 名、他船体破損
大正	6. 1. 18	1917	暴風	出漁漁船 3 隻以上漂流、15 名死亡
大正	6. 9. 30	1917	暴風雨	民家倒壊、田畑被害
大正	15. 9. 25	1926	暴風雨	倒壊家屋 8 戸、半壊家屋 4 戸、樹木被害、自動車不通、電話不通民家倒壊、田畑被害
昭和	19. 4	1944	海上暴風雨	出漁中の地曳船の沈没により船夫死傷多数
昭和	23. 9. 15	1948	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊 142 棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通

2.3.2. 千葉県に被害を及ぼすと想定される災害

(1) 地震

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生 の蓋然性が高い状況にある。

そのため、千葉県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

本節では、千葉県が実施・公表した「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」の概要及び本町における被害想定結果を掲げるものとする。

① 想定地震、想定条件

千葉県では近い将来大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査している。

また、それぞれの条件については、住民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースが設定されている。

No	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※1	地震のタイプ	30年以内発生確率※2	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	50km	プレート内部	70%	H26・27
2	東京湾北部地震	7.3	28km	プレート境界	低い	H19
3	千葉県東方沖地震	6.8	43km	プレート内部	－	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	14km	活断層	0～3%	

※1 震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

※2 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査に基づく

(2) 千葉県における被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

千葉県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

①地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

②建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全半壊は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

③液状化危険度

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布する。内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

④交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

⑤ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

⑦避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1ヶ月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

⑧帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

⑧大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用者）を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。

⑨エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

⑩直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

			千葉県北西部直下地震
地震の規模及びタイプ等	規模		マグニチュード7.3
	タイプ		プレート内部
	震源の深さ		約50km
	震度分布		千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。
建物被害		全壊・焼失棟数	約81,200 棟
		半壊棟数	約150,700 棟
施 交 設 通	道路	被害箇所	約2,600 箇所
	港湾施設	港湾の被害箇所数	57 箇所
ライフライン	電力	供給停止率	約49 %
	都市ガス	停止戸数	約479,000 戸
	LPガス	機能障害世帯数	約82,100 世帯
	上水道	機能支障人口	約2,500,400 人
	下水道	影響人口	約184,600 人
死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）	約660 人
		急傾斜地崩壊	約10 人
		火災	約1,400 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約30 人
		小計	約2,100 人
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約3,000 人
		急傾斜地崩壊	— 人
		火災	約660 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約430 人
		小計	約4,100 人
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約18,600 人
		急傾斜地崩壊	約10 人
		火災	約1,700 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約690 人
		小計	約21,000 人
	死傷者数合計		約27,200 人
避難者数		1日後	約298,300 人
		2週間後	約806,600 人
帰宅困難者数（昼12時）		県内	約736,400 人
		県外で帰宅困難者となる県民	約741,000 人
		合計	約1,477,000 人
エレベーター停止台数			約2,500 台
建物 ライフライン	住宅、家財、償却資産、棚卸資産		約7.13 兆円
	電力、通信、都市ガス、上・下水道		約0.47 兆円
交通施設	道路、鉄道、港湾		約0.39 兆円
その他公共土木施設			約0.15 兆円
経済被害合計			約8.14 兆円
震災廃棄物	体積		約7,789,300 m ³

- ※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。
- ※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

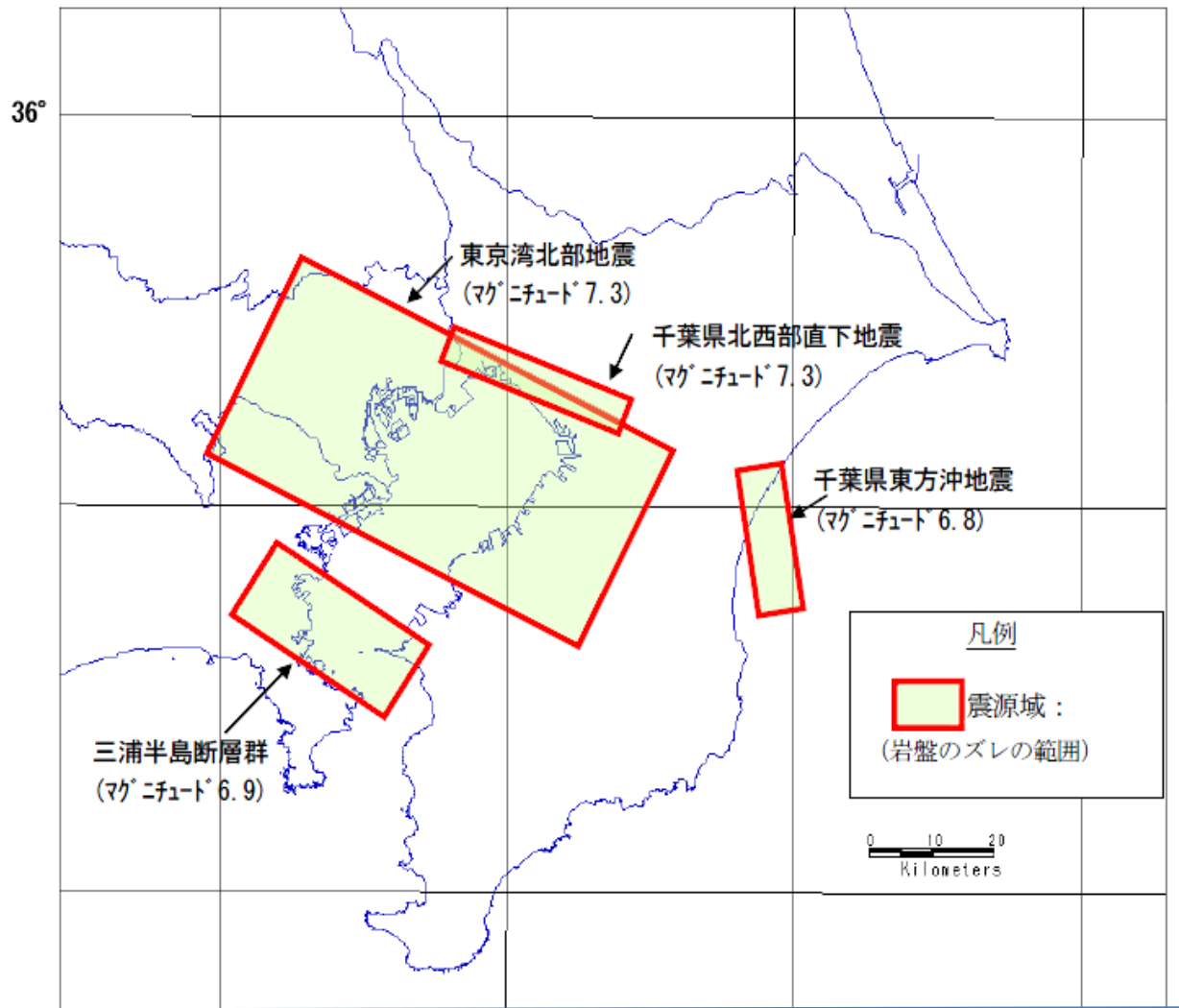
平成１９年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め） 0 箇所 中規模損傷（通行止め） 31 箇所 小規模損傷（交通規制） 417 箇所	0 箇所 0 箇所 20 箇所	1 箇所 2 箇所 103 箇所
		鉄道橋脚	損壊（運行不能） 5 箇所	—	—
		港湾施設	港湾・漁港の被害数 25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数 203,999 戸	286 戸	19,767 戸
		都市ガス	停止戸数 374,533 戸	— 戸	— 戸
		LPガス	漏洩戸数 23,667 戸	35 戸	1,483 戸
		上水道	断水戸数 1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
		工業用水	被害箇所数 60 箇所	1 箇所	3 箇所
		下水道	影響戸数 64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸
	人的被害	死者数	揺れ（全壊・半壊） 913 人 火災 365 人 急傾斜地崩壊 59 人 ブロック塀等の転倒 54 人 小計 1,391 人	0 人 0 人 17 人 20 人 37 人	68 人 4 人 11 人 5 人 88 人
		負傷者数	揺れ（全壊・半壊） 36,099 人 火災 1,655 人 急傾斜地崩壊 758 人 ブロック塀等の転倒ほか 1,893 人 屋内収容物の転倒等 1,176 人 小計 41,581 人	682 人 0 人 219 人 685 人 112 人 1,698 人	2,455 人 50 人 140 人 170 人 117 人 2,932 人
		死傷者数合計		42,972 人	3,020 人
		避難者数	1日後 1,455,977 人 1ヵ月後 610,880 人	37,379 人 6,448 人	121,253 人 30,225 人
			県内から県内 731,022 人 東京都+他県から県内 731,022 人 合計 1,087,816 人	315,169 人 261,867 人 577,036 人	175,110 人 686,418 人 861,528 人
		エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,512 台
		大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港 約20,000 人	— 人	— 人
			東京ディズニーランド 約50,000 人	— 人	— 人
			幕張メッセ 約7,500 人	— 人	— 人
直接経済被害	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

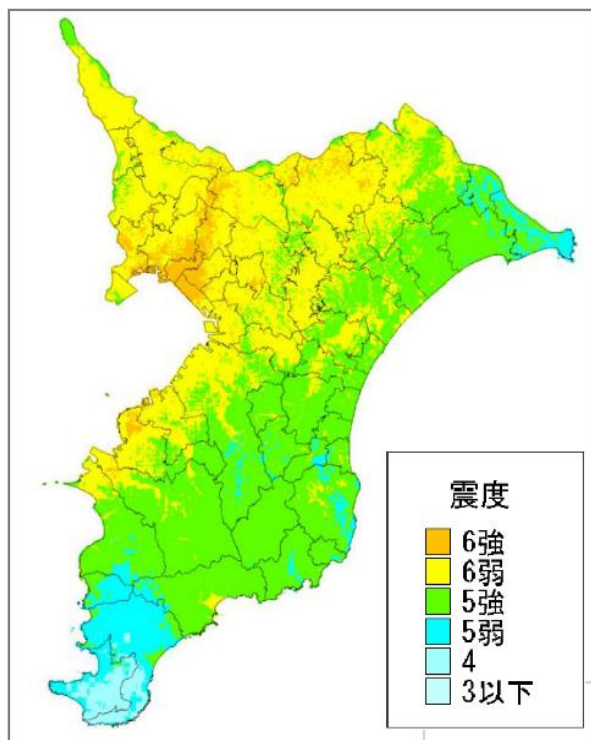
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

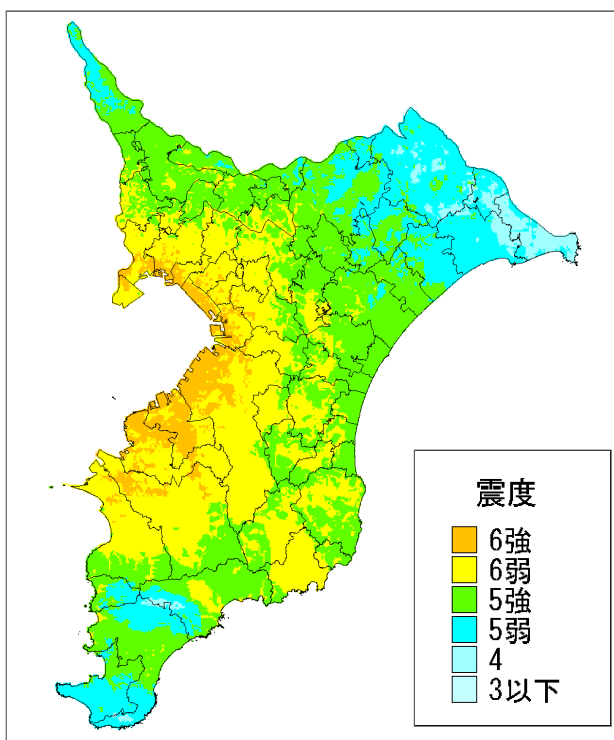


被害想定対象地震の震源域

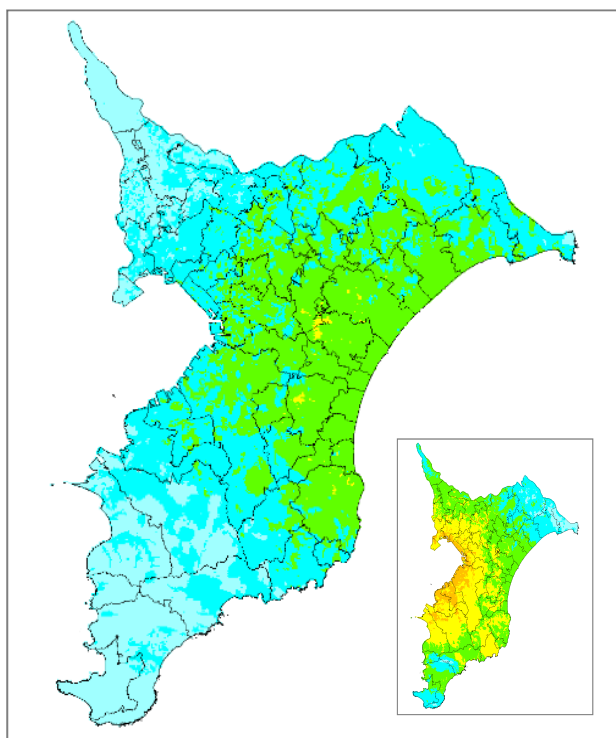
震度分布図



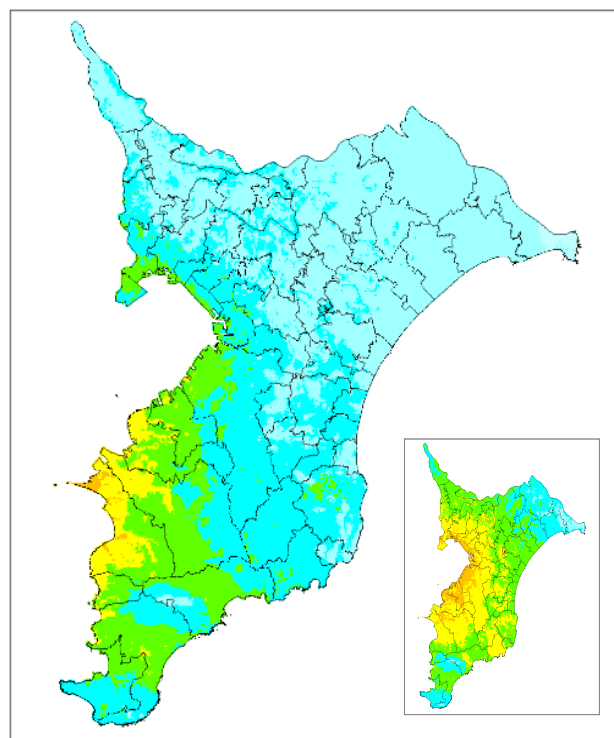
千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）



東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

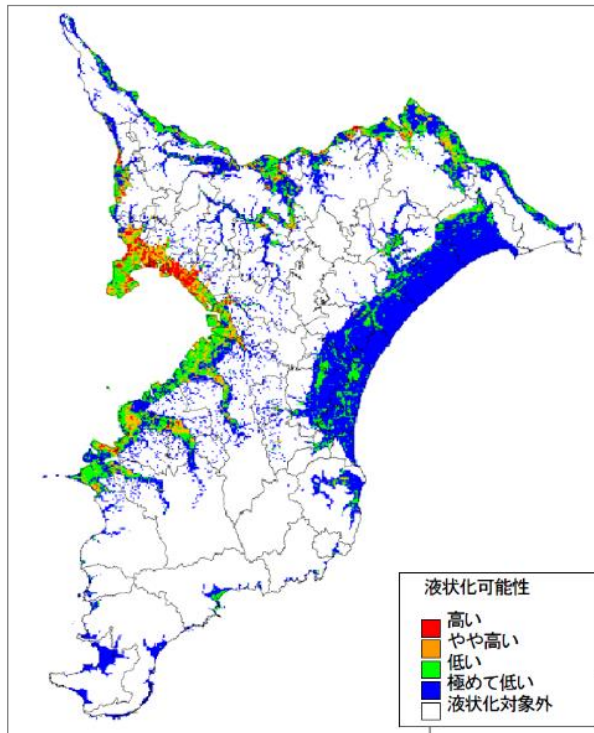


千葉県東方沖地震（マグニチュード6.8）

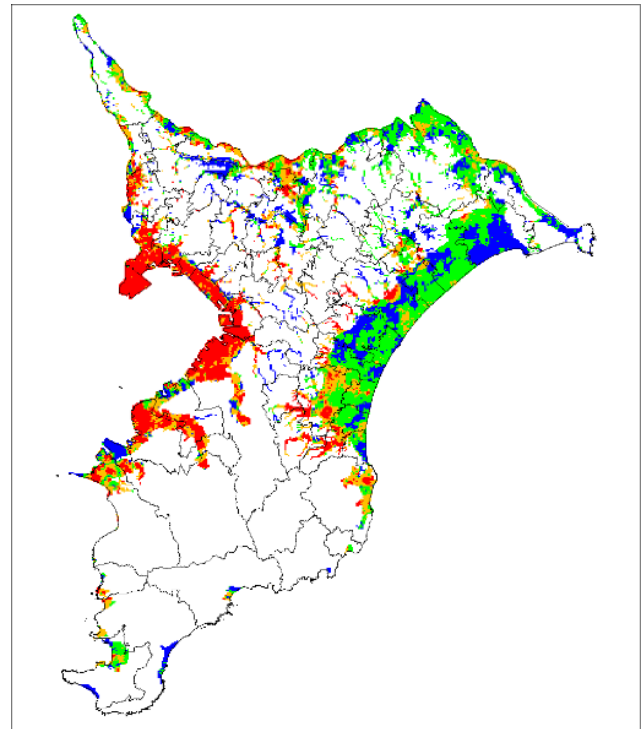


三浦半島断層群の地震（マグニチュード6.9）

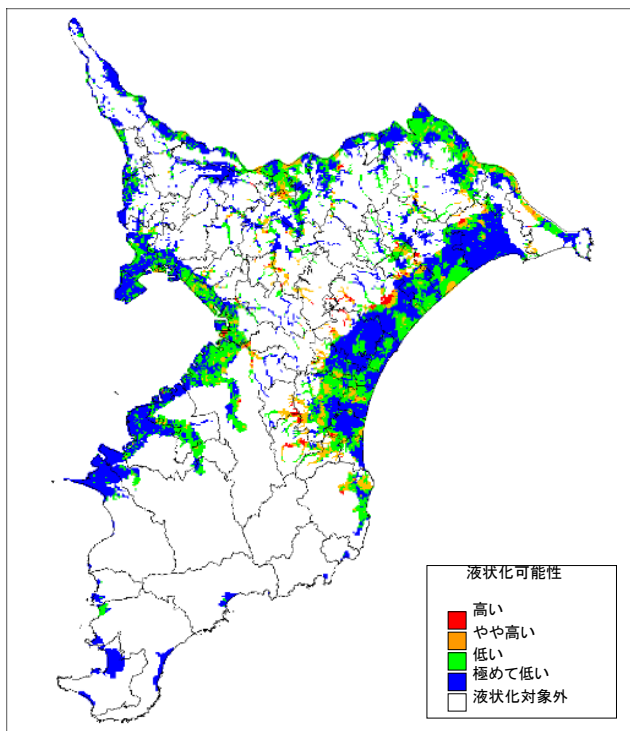
液状化危険度分布図



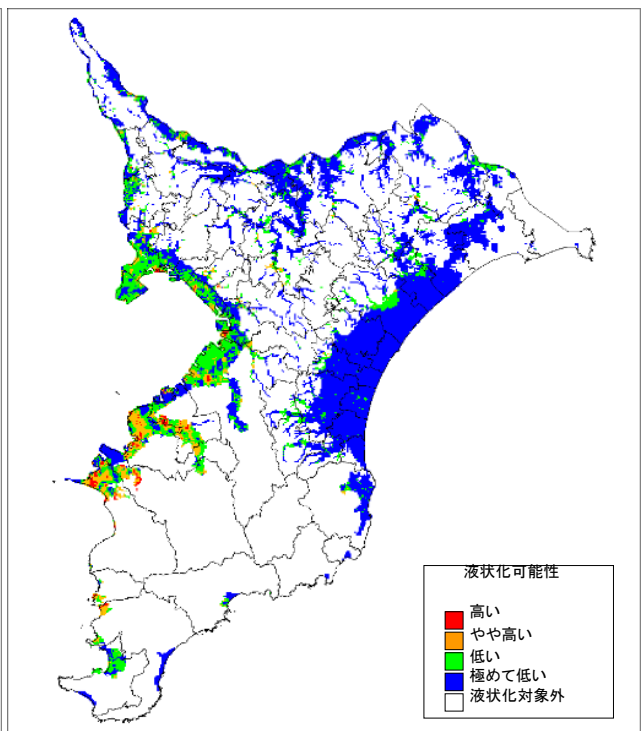
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



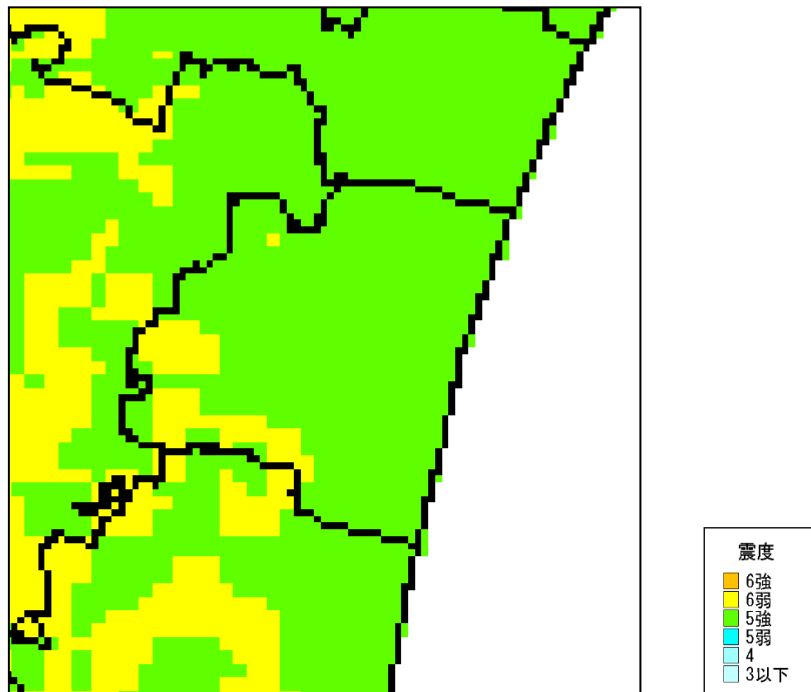
三浦半島断層群による地震

2.3.3. 白子町における被害の概要

本町において最も大きな被害が予測される東京湾北部地震について被害の概要をまとめた。

(1) 地震動（ゆれ）

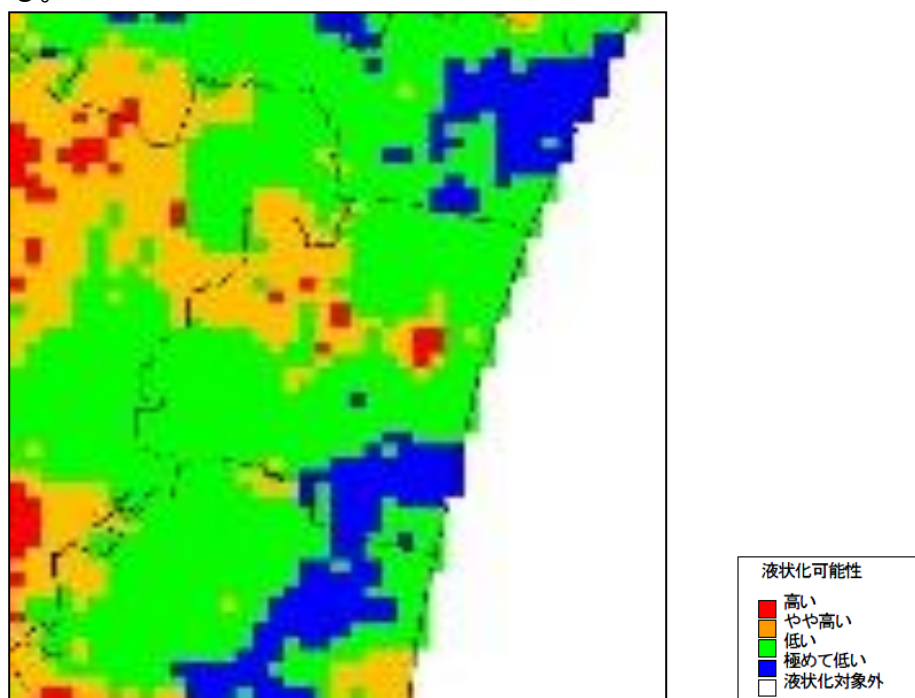
白子町のほぼ全域に震度5強の地域が広がり、南西部に一部震度6弱となる地域がある。



東京湾北部地震 震度分布図

(2) 建物被害

地震動による建物全壊棟数は24棟、液状化による建物全壊棟数は10棟と予測され、合計34棟となる。



東京湾北部地震 液状化危険度分布図

(3) 人的被害

地震による建物被害に伴い、負傷者が28名程度、屋内収容物の移転・店頭棟による負傷者が1名、ブロック塀棟の転倒による負傷者が2名、発生する予測である。合計31名である。

(4) 避難者

地震発生から1日後の避難者数は1,388名と予測される。

(5) 被害

項目（単位）			東京湾 北部地 震 (H19)	参考		
				千葉県 北西部 直下地 震 (H26・ 27)	千葉県 東方沖 地震 (H19)	三浦半 島断層 群による地震 (H19)
建物全壊 棟数	揺れ（棟）		24	10	1	0
	液状化（棟）		10	10	6	0
	急傾斜地崩壊（棟）		0	0	0	0
	合計（棟）		34	10	7	0
火災	炎上出火（件）		0	0	0	0
	焼失棟数（棟）		0	0	0	0
人的被害	死者	建物被害（人）	0	－	0	0
		火災（人）	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊（人）	0	0	0	0
		ブロック塀等の転倒（人）	0	0	0	0
		屋外落下物（人）	0	0	0	0
		合計（人）	0	0	0	0
	負傷者	建物被害（人）	28	20	6	0
		火災（人）	0	－	0	0
		急傾斜地崩壊（人）	0	0	0	0
		屋内収容物の移転・転倒等（人）	1	－	1	0
		ブロック塀等の転倒（人）	2	0	5	0
		屋外落下物（人）	0	0	0	0
		合計（人）	31	20	12	0
避難者（１日後）（人）		1,388	30	337	1	
うち、建物被害による避難者		315	20	73	1	

第3章 白子町の地域強靱化に向けた基本目標等

3.1. 地域強靱化の基本目標等

3.1.1. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3.1.2. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、次の8つを目標とします。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3.2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野

起きてはならない最悪の事態に関しては、1 から 8 までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を各分野に分類しました。

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機能の機能不全
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
IV 迅速な復旧復興	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-5 食糧等の安定供給の停滞

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
Ⅰ 人命の保護が最大限図られること	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガス等サプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
Ⅱ 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害		
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
Ⅲ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
Ⅳ 迅速な復旧復興		

3.3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の事項を基本的な方針として推進します。

地域強靱化の取り組み姿勢

- 1 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組の推進
- 2 短期的な視点によらず、長期的視野を持った計画的な取組の推進
- 3 地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築
- 4 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 5 社会の力を総合的に踏まえつつ、適正な制度、規制の在り方を見据えた取組の推進

適切な施策の組み合わせ

- 1 防災施設の整備などのハード対策と防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策の推進
- 2 国、地方自治体、事業者と町民が適切な連携や役割分担
- 3 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策への工夫

効率的な施策の推進

- 1 人口減少などによる町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政の効率的な運営など、施策の重点化の推進
- 2 既存の社会資本の有効活用による費用の縮減しつつ効果的に施策の推進
- 3 民間資金の積極的活用
- 4 施設等の効率的かつ効果的な維持管理
- 5 人命を保護する観点から土地の合理的利用の促進
- 6 科学的知見に基づく研究開発の推進とその成果の推進

地域特性に応じた施策の推進

- 1 人のつながりやコミュニティ機能の向上、強靱化を進める担い手が活動できる環境整備
- 2 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人や観光客等への配慮
- 3 自然との共生、環境との調和と景観の維持への配慮

第4章 施策ごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を次のとおり設定するものとします。

【 】は、事業主体・取組主体を表します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や、火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設を含む）

（地震対策の推進）

- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。また、町民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。【町】
- 不特定多数の人が利用する特定建築物（ホテル・旅館等）の耐震化促進に取り組んでいるところであるが、更なる耐震化の啓発や補助制度の周知等が必要である。【町】

※特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物をいいます。

（火災対策、予防対策等の推進）

- 大規模地震発生時は救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、消防団員の充実強化や消防資機材、消防水利の整備を推進する必要がある。【町】
- 延焼出火を防止するため、火災予防・住宅防火対策の広報を行うとともに、防災訓練の際に防火指導を行い地域住民による初期消火体制を構築していく必要がある。【町】
- 不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を推進する必要がある。【町】
- 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。【町・長生広域消防】

（学校施設の大規模改修）

- 学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用される場合も多いことから、小・中学校の耐震化率は100%あるが、施設が老朽化しているため、早急に大規模な改修に取り組む必要がある。【町】

（緊急時の避難路等の整備）

- 住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等について、主要地方道茂原白子線バイパス整備を含む県道の整備及び、幹線町道の整備に取り組む必要がある。また、道路面的に整備を進め

るとともに、橋梁修繕計画による修繕を進める必要がある。【県・町】

(地域防災力の向上)

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
地震対策の推進 (建設課)	一般住宅の耐震化率 67% (H31) 特定建築物（ホテル等）・公共施設の耐震化	95% (R7)
火災対策、予防対策等の推進 (総務課)	夏季・秋季訓練の実施	
学校施設の大規模改修(教育課)	学校施設長寿命化計画 34施設 2施設実施 5.9% (R2)	11施設実施 34.4% (R11)
緊急時の避難路等の整備(建設課)	幹線町道整備率 98% (R2) 橋梁保全化率 79% (R2)	99% (R9) 100% (R9)
地域防災力の向上 (総務課)	自主防災組織 11地区 34.4% (R2)	15地区 46.9% (R4)

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

(津波避難対策)

- 津波による被害者ゼロを目指し、巨大地震の想定に基づく津波ハザードマップを全戸配布しており、定期的に津波避難訓練を実施し、津波避難に対する住民意識の醸成に努めている。また、生き抜く力を育む防災教育として小中学校の児童・生徒を対象とした取組を進めているが、住民個々の津波避難に対する意識に格差があることから、更なる津波避難意識の高揚を図っていく必要がある。【町】
- 津波からの避難においては、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な避難行動要支援者対策が重要となる。災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者名簿を活用し、支援の実効性を高めるため、津波避難訓練等において、より実践的な訓練を実施するとともに、名簿に登載されていない要支援者を支援するため、自主防災組織や自治会等との連携が必要である。【町】
- 津波から逃れるための一時避難場所を選定し津波ハザードマップに掲載しているが、津波避難路や津波避難施設の整備、津波避難ビルの指定など、住民の安全を確保するための更なる避難先の確保が必要である。また、津波浸水想定地域内に立地する公共施設については、新設や大規模改修時には津波避難ビル化を積極的に検討する必要がある。【町】
- 町外からの来訪者など、土地勘のない人への情報伝達や津波避難支援が課題となっていることから、海拔表示板や津波避難ビル看板、津波避難誘導灯、避難誘導板の整備などを行っているが、蓄光式の誘導灯、避難看板の設置を進める必要がある。【町】

- 津波浸水想定エリアには数多くの町が管理運営する公共施設が存在する。施設ごとに避難誘導計画を定め定期的に避難訓練を実施するなど、的確な避難誘導体制を構築する必要がある。【町】
- 地震により建物や塀、電柱等が倒壊し、津波避難行動の支障となるおそれがあることから、老朽空き家やブロック塀の撤去、改良を促進するとともに、避難路となる道路、橋梁の改良や市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化の推進が必要である。【町】

（津波防御対策）

- 津波の第1波による浸水を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防や海岸保全施設のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策が必要である。【県】
- 河川堤防の老朽化対策を推進し、施設の機能保全と長寿命化を図る必要がある。【県】
- 水門・樋門等の操作従事者の安全確保、地震発生時の確実な閉門のため、水門・樋門の自動化・遠隔操作化を推進する必要がある。【県・町】

（海岸防災林の整備）

- 九十九里平野における海岸県有保安林は、松くい虫被害、湿地化及び東日本大震災に伴う津波により被害を受けており、現状では十分な防災・減災効果を発揮できない可能性があり、引き続き津波対策軽減効果を考慮したクロマツ等の植栽を進める必要がある。【県・町】

指 標	現 状 値	目 標 値
津波避難対策 (総務課)	緊急避難施設 5箇所 (R2) 緊急避難ビル 27箇所 (R2) 津波避難誘導灯、看板の設置・蓄光化 40基 (R2)	6箇所 (R4) 27箇所 (R9) (更なる検討をする) 40基 (R9) (更なる検討をする)
海岸防災林の整備 (産業課)	海岸防災林 640.8ha (九十九里地区) 85.2ha (白子町) (H24) (千葉県海岸県有保安林整備指針)	再整備284.4ha (九十九里地区) (R2)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

（河川等管理体制の強化）

- 台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による洪水被害を未然に防止するため、河川の状況を調査し、危険箇所の改修を進めていく必要がある。また、南白亀川河口の剃金側の前川が地盤沈下により排水不良となってきたため、排水機場の新設を進める必要性がある。【県・町】
- 河川堤防の老朽化対策を推進し、施設の機能保全と長寿命化を図る必要がある。【県】

（住宅地、農地の防災減災）

- 近年の異常気象や地盤沈下による排水機能の低下による浸水及び淡水被害を改善するため、県営湛水防除事業及び県営農村地域防災事業等により、既存

の排水機場の改修に取り組み、宅地の浸水及び農地の湛水防除を進めていく必要がある。【県・町】

指 標	現 状 値	目 標 値
河川等管理体制の強化(総務課・建設課)	洪水ハザードマップの作成 H31=済 水防タイムラインの作成 R2=未作成 前川水門への排水機場 0箇所 (R2)	R4=作成 1箇所 (R9)
住宅地、農地の防災減災の強化(産業課)	県営湛水防除事業(白濁) 県営農村地域防災減災事業(南白亀)	R5=事業完了 R4=事業完了

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報通信体制の強化)

- 気象警報等や避難勧告等の情報を的確に伝達し、適切な避難行動につなげるため、避難勧告等の発令や早期避難情報の運用について、熟練度を向上させるとともに、防災訓練や防災学習会等を通じ早期避難の重要性を啓発していく必要がある。【町】
- 避難勧告等を発令した際の迅速な避難行動を促すため、消防団(水防団)や自主防災組織との連絡体制を強化するなど、連携強化を図る必要がある。【町】
- 防災行政無線設備の適正な維持管理に努める必要がある。また、デジタル化後の戸別受信機の取扱いについて、研究、検討していく必要がある。【町】
- 防災行政無線放送を補完し、情報伝達の多重化を図るため、災害情報共有システム(Lアラート)やエリアメール・緊急速報メールの活用など、情報伝達手段の多様化を進める必要がある。【町】

(情報発信方法の強化)

- 観光客をはじめとした来訪者は、土地勘がなく災害発生時の避難行動が遅れることがあることから、迅速な避難に資するため、これまで海拔表示板や津波避難ビル看板、津波避難誘導灯などを整備してきたが、より確実な避難誘導につなげるため、避難誘導板の設置を推進するとともに、避難支援アプリの普及に努める必要がある。【町】
- 避難行動要支援者の円滑な避難を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、自主防災組織をはじめ関係機関への適切な提供に努める必要がある。【町】
- 観光客等の町有施設の利用者に対する災害情報の伝達、円滑な避難を確保するため、定期的な避難訓練等を実施する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
情報通信体制の強化(総務課)	防災行政無線の適切な管理 56箇所 (R2) 防災・災害情報発信の強化	56箇所 (R9) (更なる検討をする。)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（備蓄物資等の確保）

- 白子町備蓄計画に基づき、巨大地震の被害想定を見据えた物資の備蓄を計画的に進める必要がある。また、災害対応にあたる職員用の食糧の備蓄についても検討していく必要がある。【町】
- 食料・飲料水・医薬品等の備蓄について、町・県・民間事業者が連携し計画的に進めるとともに、各家庭での備蓄を促進する必要がある。【町】
- 流通備蓄を進めるため、民間企業との協定締結を推進する必要がある。【町】

（供給手段の確保）

- 町外からの救援物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、主要地方道茂原白子線バイパスの未開通区間の早期整備や県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を推進する必要がある。【県・町】
- 町内幹線道路における代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。【町】
- 老朽化した道路ストック（橋梁・アンダーパス等）の計画的な改修が必要である。【県・町】
- 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
備蓄物資等の確保 (総務課)	非常用食料等の備蓄数	
	・ 食料 8,710 食 (計画)	
	9,420 食 (R2)	9,210 食 (R3)
	・ 飲料水 5,830 本 (計画)	
	5,238 本 (R2)	5,966 本 (R3)
	・ 毛布 694 枚 (計画)	
供給手段の確保 (総務課・建設課)	1,100 枚 (R2)	1,110 枚 (R3)
	備蓄倉庫数	
	・ コンテナ式 7 箇所 (R2)	8 箇所 (R4)
	・ 校舎等 4 箇所 (R2)	4 箇所 (R4)
供給手段の確保 (総務課・建設課)	幹線町道整備率 98% (R2)	99% (R9)
	橋梁保全化率 79% (R2)	100% (R9)
	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大災害では被災地が広範囲に及ぶことから、緊急消防援助隊・自衛隊・警察・海上保安庁・災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援計画の策定や関係機関との実践的訓練を継続して実施する必要がある。【町】
- 過疎化や高齢化等により消防団員の確保が困難になりつつあることから、基本団員の確保に努め、消防力の確保を図る必要がある。【町】
- 災害発生時の救出・救助活動に必要な消防資機材の充実が必要である。【町】
- 地域の防災力の向上を図るため自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者避難・支援体制の構築を促進していく必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
受援体制の整備 (総務課)【再掲】	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 救護所における医療活動に必要な電源を確保するため、非常用電源設備を整備していく必要がある。【広域医療救護所】
- 救急、医療活動に必要な水を確保するため、上水道施設の耐震化を推進する必要がある。【長生広域水道・町】
- 町外からの物資輸送や復旧活動支援要員の移動を確保するため、県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を推進する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
保健医療対策 (総務課・健康福祉課)	広域医療救護所（長生病院・塩田病院） の非常用発電設備の設置 2箇所（R2）	広域医療救護所（長生病院・塩田病院・ 穴倉病院） 3箇所（R3）
インフラ施設の耐震化（総務課・長生広域水道）	管路の耐震化（上水道）13.3%（R1）	17.5%（R12）

2-4 施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 長生病院及び民間の病院、診療所の耐震化、耐災害性の強化を進める必要がある。【長生広域組合・町】
- 長生郡市広域救護所と近隣自治体や周辺医療機関と連携のもと、毎年、地域災害医療訓練を実施しているが、被災地外からの医療支援が円滑に受け入れられるよう、訓練を充実させていく必要がある。【長生広域組合・町】
- 被災地外からの災害医療派遣チーム（DMAT）の受入れや医療支援ルート確保のため、国道・県道などの緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する幹線道路の整備を推進する必要がある。また、橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により道路が寸断する可能性があることから、橋梁の修繕や道路斜面对策を進める必要がある。【国・県・町】
- 大規模災害時には多くの負傷者が発生し、治療の優先度判定が重要であり、リーダーとして消防団や自主防災組織に対して緊急度判定による災害時のトリアージ教育を推進するとともに、緊急度判定のための家庭自己判断プロトコル（手順）の冊子を全ての指定避難施設に配置するなど、普及啓発の取組を継続して実施する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
緊急時の避難路等の整備（建設課） 【再掲】	幹線町道整備率 98%（R2） 橋梁保全化率 79%（R2）	99%（R9） 100%（R9）
地域防災力の向上 （総務課）【再掲】	自主防災組織 11地区 34.4%（R2）	15地区 46.9%（R4）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、消毒薬や動力噴霧器等の資機材の備蓄を推進する。【町】
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進する必要がある。【町】
- コミプラ施設（下水道）について、耐津波性、老朽化への対策を一層進める必要がある。また、合併処理浄化槽の整備促進を図る必要がある。【町】
- 大雨等による市街地の浸水を防止するため、老朽化した都市下水路を更新する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
保健医療対策 (総務課・健康福祉課)	・ 不織布マスク 3,000 枚 ・ フェイスシールド 540 枚 ・ 使い捨てガウン 180 枚 ・ 手指消毒液 44 本 ・ ペーパータオル 74 個 ・ ゴム手袋 2,400 枚 ・ 泡洗浄ハイター 36 本 ・ 泡ハンドソープ 50 本 ・ 除菌ウェットティッシュ 30 個 ・ 非接触型体温計 48 個 ・ 体温計 10 個 ・ ファミリールーム 234 張 ・ ファミリールーム用屋根 28 張 ・ スポットクーラー 3 台	3,000 枚 540 枚 180 枚 44 本 74 個 2,400 枚 36 本 50 本 30 個 48 個 10 個 234 張 28 張 3 台 (必要に応じ補充する。)
インフラ施設の耐震化 (環境課)	下水道施設の耐震化 100% (R2)	

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機能の機能不全

（行政機能の確保）

- 本庁舎は、大規模地震の際に津波浸水のおそれがあることから、その対策方針を検討中であるが、早急に方針を決定し対策を講じていく必要がある。

【町】

- 業務継続計画（ＢＣＰ）で本庁舎が被災した場合、青少年センターに災害対策本部を設置することとし、職員の災害活動拠点としているが、通常業務の再開についての計画がないことから、執務場所、人員体制、資機材等の確保について検討する必要がある。【町】

※ＢＣＰとは業務継続計画（Business Continuity Plan）であり、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

- 職員の災害対応力を向上させるため、災害対策本部設置・運営訓練、災害対応実践訓練など、実践的な訓練を実施していく必要がある。【町】
- 大規模災害時の通信手段を確保するため、移動系防災行政無線や衛星携帯電話などの通信機器の更なる整備や適切な保守を実施していく必要がある。

【町】

（防災を担う人材の育成）

- 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」「防災士」の養成・活動支援を行う必要がある。

（公共施設の耐震化）

- 公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「白子町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。

（避難所等の電源確保）

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。

指 標	現 状 値	目 標 値
行政機能の確保 (総務課)	業務継続計画の策定 H30=策定 防災訓練の実施	
防災を担う人材の 育成(総務課)	防災士養成講座の参加	参加回数の増
公共施設の耐震化 (総務課)	耐震化未済施設 9,349㎡ 24.5%(H29)	100% (R8)
避難所等の電源確 保(総務課)	自家発電装置の整備 0施設 (R2) ポータブル発電機の整備 20台 (R2)	外部から供給なし での72時間以上の 使用時間の確保 (R9) 30台 (R9)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災情報の収集機能強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市町村、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等（移動系防災行政無線）の整備は完了しているので、更なる着実な運用をする必要がある。【町】

(電源途絶に対する予備電源の確保)

- 無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。【町】

(防災関係機関の情報通信手段の多様化等)

- 防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
情報通信体制の強化(総務課)	防災行政無線の適切な管理 56箇所 (R2) 防災・災害情報発信の強化 衛星携帯電話の配置 1台 (R2)	56箇所 (R9) (更なる検討をする。) 2台 (R2)
電源途絶に対する予備電源の確保(総務課)	自家発電装置の整備 0施設 (R2) 燃料供給協定の締結 R2=締結済	外部から供給なしでの72時間以上の使用時間の確保 (R9)
避難所等の電源確保(総務課)【再掲】	自家発電装置の整備 0施設 (R2) ポータブル発電機の整備 20台 (R2)	外部から供給なしでの72時間以上の使用時間の確保 (R9) 30台 (R9)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報の伝達手段の多様化)

- 防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、県民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。【町】

(メディアに対する情報提供)

- 災害時に県から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
災害情報の伝達手段の多様化(総務課)	防災行政無線の適切な管理 56箇所 (R2) 防災・災害情報発信の強化	56箇所 (R9) (更なる検討をする。)

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

※サプライチェーン（supply chain）とは、製造業において、原材料調達・生産・管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のことです。

(民間企業における業務継続計画策定促進)

- 町内事業者が業務の継続あるいは早期復旧をするための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する必要がある。【町】

- 被災後の中小企業等の事業活動の早期復旧を支援するため、国・県と連携した支援施策を検討する必要がある。【町】

(道路、ガス、コミプラ施設の老朽化・耐震化対策)

- 町内幹線道路の代替性確保のための道路ネットワークを構築する必要がある。【町】
- 老朽化した道路ストック（橋梁・アンダーパス等）の計画的な改修が必要である。【町】
- 被災した道路やガス、コミプラ（下水道）施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
民間企業における業務継続計画策定促進(総務課)	業務継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた周知	
道路、ガス、コミプラ施設の老朽化・耐震化対策 (建設課・ガス事業所・環境課・総務課)	幹線町道整備率 98% (R2)	99% (R9)
	橋梁保全化率 79% (R2)	100% (R9)
	ガス施設耐震化率 100% (R2)	
	ガス管腐食劣化対策率 72% (R1)	100% (R9)
	下水道施設の耐震化 100% (R2)	
	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ガス施設の老朽化、耐震化対策を推進する必要がある。【町】
- ガソリンスタンドが被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所の設置を促進し、ハード・ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
道路、ガス、コミプラ施設の老朽化・耐震化対策 (建設課・ガス事業所・環境課) 【再掲】	幹線町道整備率 98% (R2) 橋梁保全化率 79% (R2) ガス施設耐震化率 100% (R2) ガス管腐食劣化対策率 72% (R1) 下水道施設の耐震化 100% (R2)	99% (R9) 100% (R9) 100% (R9)
業務継続体制の推進(総務課)【再掲】	業務継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた周知	
受援体制の整備(総務課)【再掲】	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある危険物施設が被災しないよう、現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震対策を進める必要がある。【町】
- 津波による産業施設の被災を防止するため、河川・海岸堤防のかさ上げや耐震化、越流による倒壊対策は、完了しているが、更なる検討が必要である。【町】
- 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有できる体制を構築する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
道路、ガス、コミ プラ施設の老朽 化・耐震化対策 (建設課・ガス事 業所・環境課) 【再掲】	幹線町道整備率	98% (R2)
	橋梁保全化率	79% (R2)
	ガス施設耐震化率	100% (R2)
	ガス管腐食劣化対策率	72% (R1)
	下水道施設の耐震化	100% (R2)
		99% (R9)
		100% (R9)
		100% (R9)

5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 【再掲】町内事業者が事業の継続あるいは早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。【町】
- 町内金融機関の店舗の耐震化等を促進する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
業務継続体制の推 進（総務課）【再 掲】	業務継続計画（BCP）策定に向けた周 知	

5-5 食糧等の安定供給の停滞

（上水道の耐震化）

- 大規模災害時の飲料水を確保するため、上水道施設の耐震化を推進する必要がある。【長生広域水道・町】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 安定した農業用水を維持するとともに、水田の持つ雨水貯留機能や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を行う必要がある。【町】

（総合的な防災・減災対策の推進）

- 災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。【町】

(住宅地、農地の防災減災)

- 【再掲】地盤沈下による排水不良の改善のため、既存の排水機場の改修を進め、県営湛水防除事業及び県営農村地域防災減災により、宅地及び農地の浸水の防除を進めていく必要がある。【県・町】

指 標	現 状 値	目 標 値
上水道の耐震化 (総務課・長生広域水道)【再掲】	管路の耐震化(上水道) 13.3% (R1)	17.5% (R12)
農地・農業水利施設等の適切な保全管理(産業課)	農業水利施設の長寿命化	
住宅地、農地の防災減災(産業課)	県営湛水防除事業(白潟) 県営農村地域防災減災事業(南白亀)	R5=事業完了 R4=事業完了

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・ガス等サプライチェーンの機能の停止

- 周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある危険物施設が被災しないよう、現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震対策を進める必要がある。【町】
- 津波によるガス供給施設の被災を防止するため、耐震化対策が必要である。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
道路、ガス、コミ プラ施設の老朽 化・耐震化対策 (建設課・ガス事 業所・環境課) 【再掲】	幹線町道整備率 98% (R2) 橋梁保全化率 79% (R2) ガス施設耐震化率 100% (R2) ガス管腐食劣化対策率 72% (R1) 下水道施設の耐震化 100% (R2)	99% (R9) 100% (R9) 100% (R9)

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

(上水道の耐震化)

- 【再掲】大規模災害時の飲料水を確保するため、上水道施設の耐震化を推進する必要がある。【長生広域水道・町】
- 被災した道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
上水道の耐震化 (総務課・長生広域水道)【再掲】	管路の耐震化(上水道) 13.3% (R1)	17.5% (R12)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(コミプラ(下水道)施設の耐震、耐津波対策)

- 大規模地震等によるコミプラ(下水道)処理施設が、津波浸水想定地域内に存在することから、処理施設の被害を最小限にするとともに、浸水し長期間稼働できない場合の対策を構築する必要がある。【町】
- コミプラ(下水道)施設の老朽化による機能低下を防止するため、「白子町公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策・維持管理・更新等を推進し、災害時における汚水処理機能を確保する必要がある。【町】
- コミプラ(下水道)施設や合併処理浄化槽施設は、長期間の停電が発生した場合に施設機能の維持が困難である。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
コミプラ(下水道)施設の耐震、耐津波対策 (環境課)	下水道施設の耐震化 100% (R2)	

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(緊急時の避難路等の整備)

- 【再掲】住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等について、主要地方道茂原白子線バイパス整備を含む県道の整備及び、幹線町道の整備に取り組む必要がある。また、道路面的に整備を進めるとともに、橋梁修繕計画による修繕を進める必要がある。【県・町】
- 【再掲】被災した道路施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。【町】
- 【再掲】電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を進める必要がある。【町】
- 路線バスをはじめとした公共交通事業者との間で、大規模災害発生時等の連絡調整体制が確立されていないことから、早期の運行再開に向けた連絡調整体制を構築していく必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
緊急時の避難路等の整備（建設課） 【再掲】	幹線町道整備率 98%（R2） 橋梁保全化率 79%（R2）	99%（R9） 100%（R9）
受援体制の整備（総務課）【再掲】	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅地での大規模火災の発生

（火災予防）

- 住宅の密集率が高く狭い道路が多い沿岸部の住宅地は、大規模地震時に建物や塀、電柱等の倒壊、土地の液状化等で消防車両の通行が困難となり、火災が延焼する危険性が高いことから、老朽建築物の除去や防火帯機能を有する道路事業等の推進が必要である。【町】
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、市街地等の幹線道路における送電線及び通信線等の地下埋設による無電柱化を進める必要がある。【町】
- 地域の防災力の向上を図るため、消防団の人員確保や消防団装備の充実強化が必要である。また自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者避難・支援体制の構築を促進していく必要がある。【町】
- 延焼出火を防止するため、火災予防・住宅防火対策の広報を行うとともに、防災訓練等の際に防火指導を行い地域住民による初期消火体制を構築していく必要がある。【町】
- 消火活動が円滑に実施できるよう道路や水道施設を早急に復旧するため、必要な建設機械や仮設資材の確保を図るとともに、町内事業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を進める必要がある。【町】

（津波による火災防止）

- 津波による自動車火災等の発生及びこれによる二次災害も懸念される中、国や関係機関等による研究や対策等について情報収集を行い、周知を図っていく必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
火災予防（総務課） 【再掲】	夏季・秋季訓練の実施	
地域防災力の向上（総務課）【再掲】	自主防災組織 11地区 34.4%（R2）	15地区 46.9%（R4）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化の推進）

- 緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。【町】

(関係機関の耐災害性の向上)

- 被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
沿道建築物の耐震化の推進(建設課)	一般住宅の耐震化率 67% (H31) 特定建築物(ホテル等)・公共施設の耐震化	95% (R7)

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害

(防災施設の適切な維持管理)

- 人命に直接的な影響のある緊急避難施設等の防災施設について、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧が出来る要員及び資機材の確保、適切な維持管理を図る必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
防災施設の適切な維持管理(総務課)	耐震化未済施設 9,349㎡ 24.5% (H29)	100% (R8)

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地等の適切な保全管理)

- 高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動等に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農業生産活動の継続的な実施への支援を行うため、多面的機能支払交付金等を活用した地域の共同活動を推進していく必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
農地等の適切な保全管理(産業課)	多面的機能支払交付金事業実施地区 6地区 100% (R2)	

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を把握、分析し、迅速かつ的確に情報提供を行うとともに、関係機関等との連携により、地場産品や観光客誘致等に関する風評被害防止対策を講じることができるよう、平素から関係機関等との連携構築を行う必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
農業・観光産業の振興(産業課・商工観光課)	町の基幹産業である農業・観光産業について、町HPなどを通じた復旧・復興に関して適切な情報発信体制の確立	

8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理の支援体制の構築）

- 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。【町】
- 地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性についての啓発を行うとともに、暴露防止に有効なマスクなどの備蓄を推進する必要がある。【町】

指 標	現 状 値	目 標 値
災害廃棄物処理の支援体制の構築 （環境課）	長生郡市災害廃棄物処理計画 H31=策定、R2=改訂	

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足しないよう、町内建設業者の育成を図るとともに、若年技術者の入職・育成を進める必要がある。【町】
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう、国、県等の関係機関との連携を図り、資材機材の保有情報を共有する必要がある。【町】

※道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることです。

指 標	現 状 値	目 標 値
受援体制の整備 （総務課）【再掲】	受援計画の策定状況 R2=未策定	R4=策定

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進）

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。【町】

（地域防災力の向上）

- 【再掲】地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や防災・防犯指導員等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防

災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。【町】

- 人口減少や高齢化の進行等により地域コミュニティ機能の低下が懸念されることから、自治会等の活動の活性化を図るとともに、自主防災組織の活動への支援の充実を図る必要がある。【町】

（行政機関等の機能低下回避）

- 行政機関等（警察／消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【町】

（地籍調査の促進）

- 地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。【町】

※地籍調査とは、国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。

指 標	現 状 値	目 標 値
防災を担う人材の育成(総務課)	防災士養成講座の参加	参加回数の増
地籍調査の促進 (建設課)	進捗率 86% (R2)	100% (R4)

第5章 計画の進捗管理、見直し

1 進捗状況の把握、プログラムの見直し

地域計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、プログラムごとに設定した業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行う。

2 計画の見直し

本計画は、国の基本計画の見直し時期等と整合をとるため、プログラムの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、計画の見直しを行う。

3 他計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る町の他の計画等の指針となるべきものであることから、本町における国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

白子町国土強靱化地域計画

発 行：千葉県白子町

編 集：白子町役場 総務課

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2

TEL：0475-33-2110 FAX：0475-33-4132